

海上工事施工管理技術者受験資格

(詳細は受験案内をご確認ください)

1. 資格要件

海上工事を正確、円滑かつ安全に施工するため、海上工事の特性を理解し、その施工に関し、総合的な技術検討、対外調整および技術判断ができる高度な技術力と経験を有する責任技術者として、工事の施工に関して指導的な役割を果たすことができること。

2. 資格分類

- 海上工事施工管理技術者（Ⅰ類（浚渫））
- 海上工事施工管理技術者（Ⅱ類（コンクリート構造物））
- 海上工事施工管理技術者（Ⅲ類（鋼構造物））

3. 受験資格

受験資格は、以下のA、B、Cの要件をすべて満たしていることとします。

3-1 受験要件A

一級土木施工管理技士あるいは技術士（建設部門に限る）の資格を有していること。

3-2 受験要件B

「海上工事」の「実務経験」が24ヶ月以上あること。

- ① 「海上工事」とは、工事の大部分又は重要な部分の作業（主要な工種）を海上の作業船を使用して行う工事をで、別表1に示す「海上工事の対象となる工種」のいずれかを含む工事をいいます。
- ② 「実務経験」とは、海上工事の施工に直接的に関わる技術業務の経験をいいます。この実務経験には、公共工事の発注者の立場で監督あるいは検査業務に従事した場合を含みます。
- ③ 日本国内の公共工事のほか、民間工事及び外国での海上工事も対象となります。

3-3 受験要件C

以下のC-1、又はC-2のいずれかの条件を満足していること。

C-1 「受験する資格分類の海上工事」において、「技術管理業務の実務経験」が12ヶ月以上あること。

C-2 「受験する資格分類の海上工事」において、監理技術者、主任技術者としての実務経験が2回以上あること。

- ① 「受験する資格分類の海上工事」とは、当該資格分類ごとに別表2に示す「資格分類の海上工事の対象となる工種」のいずれかを含む海上工事をいいます。
- ② C-1の「技術管理業務の実務経験」とは、「受験する資格分類の海上工事」において、施工計画の作成、施工管理及び安全管理その他の技術上の管理業務の実務を全般にわたって行った経験をいい、監理技術者、主任技術者のみならず、現場代理人あるいは担当技術者であっても、技術管理業務を全般にわたって行っていた場合は、技術管理業務の実務経験として認めます。
- ③ C-1の「技術管理業務の実務経験」及びC-2の「実務経歴」としては、公共工事の発注者側の総括監督員、主任監督職員あるいは検査職員として監督あるいは検査業務に従事した場合を含みます。
- ④ 日本国内の公共工事のほか、民間及び外国での海上工事を対象とします。

* 従事した立場と受験要件Cは別表3も確認してください。

別表1 海上工事の対象工種 (受験要件B)

海上工事(大工種)		海上工事の対象工種	主要作業船
浚渫工(航路・泊地)		ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫船
		グラブ浚渫工	グラブ浚渫船
		硬土盤浚渫工	硬土盤グラブ船
		岩盤浚渫工	砕岩兼用グラブ船、砕岩船
		バックホウ浚渫工	バックホウ船
		排砂管設備工	揚錨船、引船
		土運船運搬工	土運船、引船
		揚土土捨工	バージアンローダ船、空気圧送船、リクレーマ船
		その他浚渫工	ドラグサクシオン船、ディツパー船、汚泥浚渫船、高濃度浚渫船
		土取・埋立工	ポンプ浚渫船、ガット船、グラブ船、土運船
埋立工		排砂管設備工	揚錨船、引船
		土運船運搬工	土運船、引船
		揚土埋立工	バージアンローダ船、空気圧送船、リクレーマ船
構造物撤去工		基礎(石材等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船
		本体(コンクリート、鋼材等)撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ船
		ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船
		上部撤去工	起重機船、クレーン付台船
基礎工		基礎盛砂工	土運船、ガット船
		洗掘防止工	クレーン付台船
		基礎捨石工	ガット船、クレーン付台船
		袋詰コンクリート工	クレーン付台船
		基礎ブロック工(据付)	起重機船、クレーン付台船
		水中コンクリート工	クレーン付台船
		水中不分離性コンクリート工	クレーン付台船
		ケーソン製作工(海上施工)	フローティングドック、ドルフィンドック、クレーン付台船
本体工	ケーソン式	ケーソン進水据付工	クレーン付台船、引船(据付)、ガット船
		中詰工	クレーン付台船、引船、ガット船
		蓋コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
		蓋ブロック工(据付)	クレーン付台船
		本体ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船
	ブロック式	中詰工(海上施工)	ガット船
		蓋コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
		蓋ブロック工(据付)	起重機船、クレーン付台船
		場所打コンクリート工(海上施工)	ミキサー船、クレーン付台船
	場所打式	水中コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
		水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
		プレバッドコンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
		先掘防止工	クレーン付台船
	捨石・捨ブロック式	本体捨石工	ガット船、クレーン付台船
		捨ブロック工	起重機船、クレーン付台船
		場所打コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
		沈埋トンネル据付工	沈埋函沈設用台船、起重機船、クレーン付台船
	鋼矢板式	鋼矢板式	杭打船、クレーン付台船
		控工	杭打船、クレーン付台船
	鋼杭式	鋼杭式	杭打船、クレーン付台船
鋼製セル設置・打設工		起重機船、クレーン付台船	
ジャケツト式等その他の鋼構造	鋼杭工、ジャケツト等製作・据付工	起重機船、杭打船、クレーン付台船、ガット船、ミキサー船	
	上部工、裏込工	クレーン付台船、ガット船、ミキサー船	
浮棧橋	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船	
上部工	上部コンクリート工(海上施工)	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
	上部ブロック工	起重機船、クレーン付台船	
海上地盤改良工	床掘工	浚渫船、ガット船	
	排砂管設備工(海上施工)	揚錨船、引船	
	土運船運搬工	土運船、引船	
	揚土土捨工	バージアンローダ船、空気圧送船、リクレーマ船	
	置換工	ガット船	
	圧密・排水工	サンドドレーン船、ベーパードレーン船	
	締固工	サンドコンパクション船	
	固化工	深層混合処理船	
被覆・根固工	被覆石工	ガット船、クレーン付台船	
	袋詰コンクリート工	クレーン付台船	
	被覆ブロック工	起重機船、クレーン付台船	
	根固ブロック工	起重機船、クレーン付台船	
	水中コンクリート工	クレーン付台船	
水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船		
消波工	消波ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船	
	洗掘防止工	クレーン付台船	
裏込・裏埋工	裏込工(海上施工)	ガット船、クレーン付台船	
	裏埋工(海上施工)	空気圧送船、リクレーマ揚土船、バージアンローダ船、ガット船	
橋梁下部工	基礎工	ケーソン工	クレーン付台船、引船(据付)
		鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船
	橋台・橋脚工	鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船
		橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサー船
浮体工		浮防波堤設置工、浮棧橋設置工	クレーン付台船、揚錨船
魚礁工		魚礁設置工	起重機船、クレーン付台船

別表2 受験する資格分類の海上工事・対象工種

(1) I類：浚渫

海上工事(大工種)	I類の対象工種	主要作業船
浚渫工(航路・泊地)	ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫船
	グラブ浚渫工	グラブ浚渫船
	硬土盤浚渫工	硬土盤グラブ船
	岩盤浚渫工	砕岩兼用グラブ船、砕岩船
	バックホウ浚渫工	バックホウ船
構造物撤去工	海上撤去工(航路・泊地)	起重機船、クレーン付台船、グラブ船

(2) II類：コンクリート構造物

海上工事(大工種)	II類の対象工種	主要作業船		
基礎工	基礎捨石工	ガット船、クレーン付台船		
本体内	ケーソン式	ケーソン製作工(海上施工)	フローティングドック、ドルフィンドック、クレーン付台船	
		ケーソン進水据付工	クレーン付台船、引船(据付)、ガット船	
	ブロック式	本体ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船	
		場所打式	場所打コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
			水中コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
			プレパッドコンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
	水中不分離性コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船		
捨石・捨ブロック式	本体捨石工	ガット船、クレーン付台船		
	捨ブロック工	起重機船、クレーン付台船		
沈埋トンネル	沈埋トンネル据付工	沈埋函沈設用台船、起重機船、クレーン付台船		
上部工	上部コンクリート工(海上施工)	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船		
海上地盤改良工 (コンクリート構造物の基礎施工)	床掘工	浚渫船、ガット船		
	圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーパードレーン船		
	締固工	サンドコンパクション船		
消波工	消波ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船		
橋梁下部工	基礎工	ケーソン工	クレーン付台船、引船(据付)	
	橋台・橋脚工	橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサー船	
構造物撤去工	基礎撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船、ガット船		
	本体内撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船		
	ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船		
	上部撤去工	起重機船、クレーン付台船		
その他の海上工事	I類、III類へ分類ができない工事。			

(3) III類：鋼構造物

海上工事(大工種)	III類の対象工種	主要作業船	
本体内	鋼矢板式	鋼矢板工	杭打船、クレーン付台船
	鋼杭式	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
	鋼製セル式	鋼製セル設置・打設工	起重機船、クレーン付台船
	ジャケット式等その他の鋼構造 浮棧橋	鋼杭工、ジャケット等製作・据付工	起重機船、杭打船、クレーン付台船、ガット船、ミキサー船
		鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
海上地盤改良工 (鋼構造物の基礎施工)	床掘工	浚渫船、ガット船	
	圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーパードレーン船	
	締固工	サンドコンパクション船	
	固化処理工	深層混合処理船	
橋梁下部工	基礎工	鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船
	鋼管杭打工	鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船
構造物撤去工	鋼管杭等撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ船	
	ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船	
	上部撤去工	起重機船、クレーン付台船	

別表3 工事に従事した立場と受験要件C

所属	従事した立場(選択)	受験要件C	
		C-1	C-2
受注者側	監理技術者、主任技術者	○	○
	現場代理人	○	×
	担当技術者(工事全般管理)	○	×
	その他の担当技術者(工事の一部分の施工管理など)	×	×
	責任技術者(民間及び外国の海上工事の場合)	○	○
発注者側	総括又は主任監督員、検査職員	○	○
	その他の監督職員、(監督職員や検査職員の)補助技術者	×	×
実務経験(どちらかを満足することが必要)		12ヶ月以上	2回以上

*民間及び外国の海上工事に従事した場合、その工事の責任技術者であった者の経歴は、監理技術者と記載して下さい。